

【急報】『新型コロナウイルス感染症により家計が急変した場合の修学支援』に関する特例期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、家計が急変した学生の、日本学生支援機構給付奨学金等の特例申請期間を延長します。

※日本学生支援機構への申請締め切りを 7月20日とします。さらにやむを得ず、この期限に遅れる場合は事務局学生窓口にご相談ください。

※授業料等の減免申請については日本学生支援機構への申請者に個別に「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」の提出期日を指示します。

●申請当月から給付奨学金の対象となる特例期間が延長されました。7月20日までに申請した場合は、奨学金の支給開始月が申請月となる特例が適用されますので、出来るだけ手続きを急いでください。(8月以降の申請は認定した月からの支給となる可能性があります。)

●授業料等の減免も給付奨学金に準じて対応します。すでに授業料等を引き落としている場合は、申請後、差額を返金することになります。

◎コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、授業料の支払いに支障が出ている場合、担任の先生に延納願を提出するとともに、事務局学生窓口で奨学金等の相談をしてください。